

インボイス制度の経過措置について

令和5年10月1日からインボイス制度が始まって2年が経過しました。
インボイス制度により、消費税の納付額を計算する際に控除できる金額がインボイス（適格請求書等）を発行することができる事業者との取引だけとなります。
現時点では、事業者に対する負担を少しでも軽減するために、段階的な経過措置が設けられています。

この経過措置が1年後の令和8年10月1日より一段階引下げとなります。

そこで今回は、インボイス制度の概要をおさらいすると共に、この経過措置について説明いたします。

⑤ インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

インボイスは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、以下の事項が記載された書類やデータを言います。なお、請求書に限らず、所定の事項が記載された書類であれば、領収書や納品書などの書類の名称を問わず、インボイスとなります。

請求書			
① (株)〇〇〇〇御中		② (株)▲▲▲▲▲▲ 登録番号 T1234・・・・	
③			
日付	品目	金額	
xx / xx / xx	魚 ※	5,000 円	
xx / xx / xx	豚肉 ※	10,000 円	
xx / xx / xx	割りばし	1,000 円	
xx / xx / xx	タオルセット	2,000 円	
④		④ ※軽減税率対象	
8% 対象	15,000 円	消費税	1,200 円
10% 対象	3,000 円	消費税	300 円
⑤		⑥	

- ① インボイスの交付先である相手方の氏名または名称
- ② 売手(自社)の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 取引年月日
- ④ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ⑤ 10%・8%それぞれの対象となる対価の総額及び適用税率
- ⑥ 10%・8%それぞれの消費税額等

※ **下線部**は、特に注意する項目です。

※ 登録番号は、インボイス発行事業者の登録後に税務署から通知される番号です。

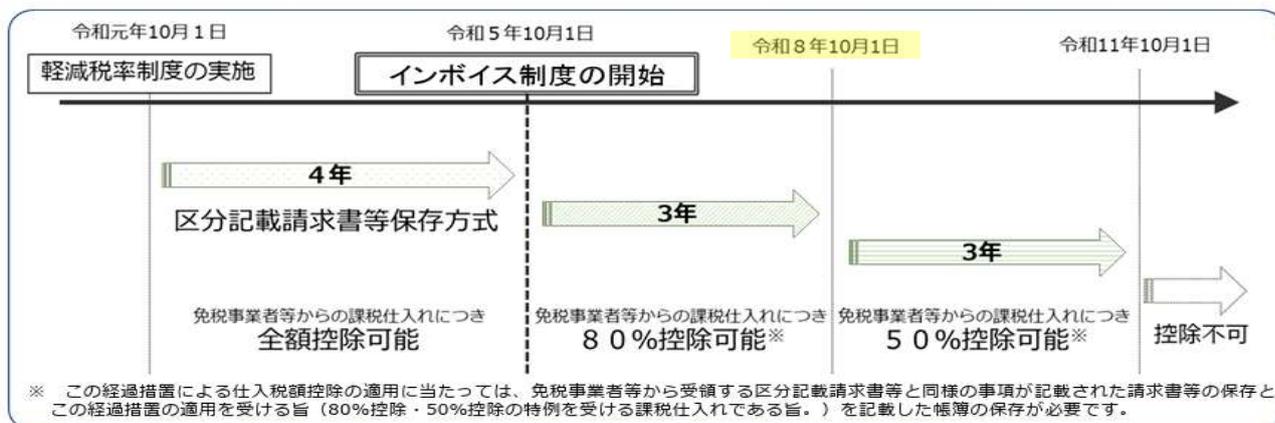
【引用：国税庁HPより】

尚、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等では、インボイスの記載事項の一部を省力した簡易インボイスを交付することができます。受け取ったインボイスに宛名等の記載がなくても、不備ではなく簡易インボイスである場合があります。

⑥ 免税事業者等からの仕入れに係る経過措置

インボイス制度の下では、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者(以下、「免税事業者等」といいます。)から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を適用を受けることができません。

ただし、制度開始後6年間は免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



【引用：国税庁HPより】

現在、免税事業者等から行った課税仕入れは80%の仕入税額として控除していますが
来年令和8年10月1日より、50%へと引下げとなります。

※一定規模以下の事業者が行う1万未満の取引は課税仕入れに関しては全額控除できる特例あり(令和11年9月30日までの経過措置)。

単純計算で来年10月1日以降は免税事業者等から行っている仕入に対して、上記差額30%分の消費税納税負担が増加することになります。免税事業者等から外注費等金額の大きい仕入がある事業者は特に注意が必要です。

また、上記図の通り令和11年10月1日以降は免税事業者等からの仕入については全額控除不可となるのでさらに消費税納税負担が増加します。

今後について、免税事業者等からの仕入が多い消費税課税事業者については、基準期間※1の課税売上高に応じて以下の検討が必要になってきます。

1. 基準期間の課税売上高が5,000万超

消費税負担増となることは避けられないので、今のうちから収益体制についての見直しが必要となります。

2. 基準期間の課税売上高が1,000万超5,000万以下

上記に加え、簡易課税制度(課税売上に対して、みなし仕入率※2に基づいて概算で仕入税額を算出する方式です。)の選択の検討を行う。

3. 基準期間の課税売上高が1,000万以下

上記2点に加え、免税事業者の再検討を行う。

※1 基準期間または特定期間：その事業年度の前々事業年度、またはその事業年度の前事業年度開始の日以後6か月の期間。

※2 みなし仕入率：実際の仕入や経費にかかる消費税を使用せず、課税売上に対して40~90%(業種別)の仕入率を適用する方法。

消費税の各種届出は最大1年前に提出しないと間に合わないものもあります。

今のうちからの検討をお勧めいたします。また、消費税は大変複雑な制度となっております。

ご不明点等ございましたら、お気軽に担当者までお問い合わせくださいませ。